

アルファケア在宅介護支援センター 運営規程

【事業の目的】

第1条 **株式会社 アルファケア**が開設するアルファケア在宅介護支援センターが行なう指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

【運営の方針】

- 第2条
- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者の立場に立って援助を行なう。
 - 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業所等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	アルファケア在宅介護支援センター
所在地	山梨県甲府市山宮町 703 番 1 号

【職員の職種、員数、及び職務内容】

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする

- ・管理者 主任介護支援専門員 1 名
管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- ・介護支援専門員 1 名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

【営業日及び営業時間】

第5条 施設の営業日及び営業時間は、次のとおりにする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日
(ただし国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始は除く。)
- 2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

【指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用等】

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 居宅訪問
介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をして支援するうえで解決しなければならない課題の把握及び分析を行なう。
- 2 居宅サービス計画原案の作成
介護支援専門員は解決すべき課題に対応するため、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
- 3 サービス担当者会議
介護支援専門員は、次に掲げる場合において居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求める為、当該計画原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者介護を開催する。
 - イ 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ロ 要介護認定を受けている利用者が、要介護更新認定を受けた場合
 - ハ 要介護認定を受けている利用者が、要介護状態区分変更の認定を受けた場合
- 4 居宅サービス計画原案の内容及び同意
介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 5 居宅サービス計画の交付
介護支援専門員は、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス事業者の担当者に交付するものとする。
- 6 実施状況の把握（モニタリング）
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者と連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、月1回程度の居宅訪問をし（状況変化が著しい場合を除く）、居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるように支援を行な

うとともに、少なくとも月1回、実施状況の把握の結果を記録する。人材有効活用及び、指定居宅サービス事業所との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の視点から、利用者の同意を得て、担当者会議等において医師・担当者等から合意を得ている場合、尚且つ利用者の状態が安定している場合は、テレビ電話等を介して意思疎通を図り、モニタリングを行う事が出来るものとする。テレビ電話で情報収集できない場合は各サービス事業所との連携により情報収集するものとする。

7 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は、居宅サービスの計画の変更をする場合は、第1項から7項に規定する業務を行なうこととする。

【通常事業の実施地域】

- 第7条
- 1 通常の事業の実施地域は、甲府市内全域及び甲斐市国道20号以北とする。
 - 2 利用料は厚生大臣の定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスである時は利用料を徴収しない。
 - 3 通常の事業の実施地域を越えて行なう指定居宅介護等に要する交通費は、その費用を徴収する。実施地域以外の地域に居住する利用者に要する費用。
(通常の実施地域を越える地点から片道1km毎240円)

【その他運営についての留意事項】

- 第8条
- 1 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 従業員は感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るために、業務継続計画を策定し、定期的な委員会の開催と職員への周知、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、研修の開催等、業務体制を整備し、担当者は管理者とする。
 - 5 従業員はハラスメント、虐待の発生またはその再発を防止するため、定期的な委員会の開催と職員への周知、虐待防止のための指針の整備、研修の開催等、業務体制を整備、やもえず身体拘束を行う場合は切迫性、非代替性及び一時性の三つの要件を満たすことし、具体的な内容について記録を行う・これらの担当者は管理者とする。この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項については、有限会社アルファケアと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する

平成 16 年 10 月 1 日 改定 (第 7 条 提供地域について)

平成 17 年 10 月 1 日 改定 (第 6 条 交通費について)

平成 18 年 4 月 1 日 改定 (介護保険制度改正に伴う変更)

平成 19 年 4 月 1 日 改定 (第 7 条 提供地域について)

平成 27 年 6 月 1 日 改定 (職員の職種、員数、及び職務内容)

平成 29 年 8 月 1 日 改定 (職員の職種、員数、及び職務内容)

令和 3 年 4 月 1 日 改定 (介護保険制度改正に伴う変更)

令和 5 年 8 月 1 日 改訂 (名称変更)

令和 6 年 4 月 1 日 改定 (介護保険制度改定に伴う変更)

令和 6 年 6 月 17 日 改定 (第 1 条 商号変更)

【居宅介護支援事業所 相談窓口・苦情対応】

事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、別途重要事項説明書に謳う相談窓口にて、迅速かつ誠実に必要な対応を行なうものとする。

事業所は利用者が苦情申し立てを行なったことを理由に、何らかの不利益な取り扱いをしてはならないものとする。

1 アルファケア在宅介護支援センター お客様相談・苦情担当

当介護施設の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を賜ります。

担当 青 柳 久 実 TEL 055 (254) 9511

2 その他

当介護施設以外に、市町村の介護保険相談窓口等に苦情を申し立てることもできます。

甲府市役所 福祉保健部 介護保険課 TEL 055 (237) 5473

甲斐市役所福祉保険部高齢福祉課介護保険担当 TEL 055 (277) 3116

山梨県国民健康保険団体連合会 TEL 055 (233) 2119